

7月10日(日)は参議院議員通常選挙の投票日

◆投票できる方

今回の選挙で投票できるのは次の要件に該当し、選挙人名簿に登録されている方です。
①平成10年7月11日までに生まれた方
②今年3月21日までに住民登録(転入届)を行い、引き続き3カ月以上西脇市の住民基本台帳に登録されている方

◆市内で転居した方

今年6月8日までに市内で転居届をした方は、新住所地の投票所で投票できます。6月9日以降に転居届をした方は、前住所地の投票所で投票してください。

◆今年3月22日以降に転入・転出した方

市外から転入した方は、前住所地の投票所で投票ができます。市外へ転出した方は、西脇市の前住所地の投票所で投票することができます。

◆投票所入場券

※選挙権の有無は選挙管理委員会へお問い合わせください。
投票所入場券は、投票の棄権防止や投票所の確認、整理

などのために発行しているものです。投票所入場券がなくとも投票できます。

◆期日前投票

旅行や仕事等で投票日に投票できない方は、事前に期日前投票をすることができます。

◆投票期間および時間

6月23日(木)～7月9日(土)の午前8時30分～午後8時

◆ところ

西脇市役所1階ロビー

◆病院や老人ホーム等に入院・入所の方

次の施設に入院・入所の方は、それぞれの施設で不在者投票ができます。
西脇病院、しばさくら荘、みぎわ園、ハンナ館、いずみ寮、楽寿園、大山病院、向陽苑、オンベリコ、さわやかリバーサイド西脇、コモエスタにしわき、市外の指定施設など

◆郵便等による不在者投票

身体に重度の障害があって投票に行けない方のために自宅で郵便等による投票のできる制度があります。

手帳等の種類	障害の種類	障害等の程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級、2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級、3級
	免疫、肝臓	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症から第2項症まで
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症から第3項症まで
介護保険被保険者証		要介護5

対象は、障害等の程度が左表の基準に当てはまる方に限ります。あらかじめ、選挙管理委員会等で郵便等投票証明書の交付を受けておき、その証明書を添えて投票用紙等を請求する必要があります。

▼問合せ 選挙管理委員会 (市役所内線347)

18歳投票スタート!!～行ってみよう選挙～

選挙を通じて自分たちの声を政治に生かしましょう

Q 投票してメリットはあるの？

A 選挙は日々の暮らしの中で私たちが持っている意見や願いを政治に反映させる貴重な機会です。一票を投じることで、意見や願いが政治に反映されやすくなります。

Q 投票日の日曜日は部活動の試合があるため、投票には行けません…

A 理由があって投票日に投票に行くことができない場合は、期日前投票という制度があります。なお、期日前投票所に行った際にその時点では満18歳に達していない場合は、期日前投票ではなく不在者投票をすることになります。

Q 高校生でも選挙運動はできるの？

A 満18歳以上であれば高校生でも選挙運動はできます。しかし、同じ高校生であっても、18歳未満の方は選挙運動はできません。

Q インターネットを使った選挙運動はできるの？

A 有権者は、ホームページ、ブログ、Twitter、Facebook等のSNSなどを利用して、選挙運動をすることができます。ただし、電子メールを使用した選挙運動は禁止されています。



マイナンバーカード

受取時間を延長 土曜日臨時受取窓口を開設

マイナンバーカード交付時間を次のように拡大します。受取予約をされた方のみ対応となりますので、必ずご予約をお願いします。交付の所要時間は約15分から20分です。

■期間 6月23日(木)～7月9日(土)まで

曜日	月曜日～金曜日	土曜日
交付時間	午前9時から 午後7時まで	午前9時から 午後5時まで

■予約の方法

受取希望日の前日午後5時まで(土曜日、日曜日を除く)に電話で予約をしてください。その際に受付番号をお伝えください。受付番号は、マイナンバーカード交付通知書に記載しています。

■受け取りの際に必要なもの

- ①回答書(マイナンバーカード交付通知書に同封してあります。)
- ②通知カード
- ③住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
- ④本人確認書類(次の表のうち(1)を1点または(2)を2点)

(1)	運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のもの)、旅券、住民基本台帳カード(写真付き)、在留カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳ほか
(2)	「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載されたもの(例)健康保険証、介護保険証、年金手帳、社員証、学生証、学校名が記載された各種書類、預金通帳、医療受給者証

- ⑤15歳未満の方または成年被後見人の方の受け取りをされる場合は、法定代理人であることが確認できる書類。詳しくはお問い合わせください。

■代理人が受け取られる場合は、厳しい条件がありますので、事前にお問い合わせください。

■問合せ 戸籍住民課(市役所内線367)

広報紙をもっと身近に i 広報紙

アプリで「広報にしわき」が読める

スマートフォンやタブレット端末に向けて、電子書籍版「広報にしわき」を配信しています。

専用ソフトを利用して、「広報にしわき」をいつでもどこでも手軽に読むことができ、簡単に気に入った記事の保存や共有ができます。

まずは専用アプリをダウンロード

閲覧には、無料の専用アプリ「i 広報紙」が必要です。右のQRコードから市ホームページにアクセスし、専用サイト(AppStoreまたはGooglePlay)から専用アプリをダウンロードしてください。



■問合せ 秘書広報課(市役所内線207)

防災行政無線の放送がメールで届く

「にしわき情報メール便」に登録を

西脇市では防災行政無線を通じて行政情報をお伝えしていますが、その内容を携帯メール等でお送りするサービスを実施しています。

■メール送信時間

平日=午前6時50分と午後6時50分
日・祝日=午前8時と午後6時50分

■メールを受信するには

メールを受け取るには、メール配信サービス「にしわき情報メール便」への登録が必要です。市ホームページからメールアドレスを登録し、画面の指示に従って入力をお願いします。「カテゴリの選択」では「西脇市お知らせメール」を選んで決定してください。右のQRコードからもアクセスできます。



※このサービスは行政情報をお届けすることを目的としています。気象情報や不審者情報、火災情報などの緊急情報は、「にしわき防災ネット」をご利用ください。登録方法は27ページに掲載しています。